

感染の疑いおよび濃厚接触・接触が判明したときの対応（文科省通知等より）

令和3年2月19日

甲府市立相川小学校

登校時に体温や健康状態を確認できないとき

教室に入る前に保健室で検温および健康観察を行う

発熱等のかぜ症状が見られる場合（出席停止扱い）

症状がなくなるまで自宅で休養させていただく

登校後にかぜ症状が出現したとき

ご家庭に連絡をし、自宅で休養させていただく

*帰宅するまでの間、他の者との接触を可能な限り避けられるよう配慮する

発熱 呼吸器症状 強い倦怠感 等 がある場合

~~帰国者・接触者相談センター（甲府保健所237-8952）へ相談するよう保護者に伝える~~
かかりつけ医へ電話で相談する

かかりつけ医がない場合や夜間・休日などで相談先に迷う場合、感染症の予防や対策・新型コロナウイルス感染症に関する健康相談は、

甲府市受診・相談センター（甲府市にお住まいの方）電話055-237-8952

児童や教職員が濃厚接触者あるいは、接触者に認定された場合

~~感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間の出席停止とする（教職員も同様の扱い）~~
保健所から濃厚接触者と認定された日から指示される期間の最終日まで（目安期間2週間）

児童や教職員の陽性が判明した場合

- (1) 学校医の助言を受け、甲府市教育委員会に報告する
- (2) 保健所によるヒアリングを受ける（行動履歴等）
- (3) 保護者の方にマメルメールで連絡し、全校児童を保護者の方に引き渡す
- (4) 保健所より、濃厚接触者・接触者の認定について連絡を受ける
- (5) 濃厚接触者・接触者に認定された児童の保護者にPCR検査の予定について連絡をする
- (6) 臨時休業について、保健所の見解や学校医の助言を受け、教育委員会と相談の上、実施の有無、規模および期間について判断する
- (7) 当該陽性者に対して出席停止の措置をとる（教職員も同様の扱い）

【出席停止期間】専門医が登校を許可するまで

【出席停止期間の留意事項】

*学習に著しい遅れが生じることのないよう配慮する

*児童の状況を的確に把握し、健康相談を実施したり、スクールカウンセラーを活用するなどして、心の健康問題に適切にとりくむ

*新型コロナウイルス感染症に関する指導を行い、偏見や差別が生じないようにする